

## 天下の魁をめざして「天保の改革を推進」

仲田 昭一

みなさんおはようございます。本日は「藤田東湖先生に学ぶ」の第三回の講座として「天保の改革を推進」と題してお話をさせていただきます。前回は、住谷光一先生から東湖先生が烈公の藩主就任に当たって懸命の行動を執られ、その中で東湖先生が父幽谷先生から「文武の道は相俟ちて用をなす、偏廢すべからず」と文武一致の重要性を教えられたこと、また公を先にし私を後にし、国恩に感謝する心術正しき人物を改革に登用すべきであると教えられたことなどのお話がありました。その東湖先生が、天保の改革にどのように関わりを持ち、推進されていったかということを中心にお話を進めて参りたいと思います。その中で、まず、烈公が改革の中でどのようなことに重点をおかれたのであるか、また東湖先生が、改革を一層早く進めなければならぬと強く認識された一つに大塩平八郎の乱があると思います。その大塩平八郎の乱について、東湖先生が事件をどのようにとらえ対応されたのであるか、それと四大改革と称される検地・土着・学校・惣交代の改革の概要と、それらへの東湖先生の関わりについて申し述べたいと思います。

ところで、水戸藩の天保の改革が「天下の魁」であるということ、これがどうして言われるのかといえますと、水戸藩の改革は烈公が藩主に就任した文政十二年（一八一九）から天保十四年（一八四三）まで続きます。烈公は、漢詩「弘道館梅花を賞す」の中で「雪裡春を占む天下の魁」と詠まれています。さらに天保十年に作られた偕楽園の記の中で「此に於て梅樹数千株を藝え、以て魁春の地を表す」と詠まれています。これらに代表されますように、烈公にはこの水戸の地を天下に先駆けて改革の拠点たらしめようとの決意が表れていると思います。

一方、この時幕府をはじめ他の諸藩の改革はどうであったかといえますと、代表的な

所を見てみます。長州藩では天保十一年（一八四〇）から天保十四年まで藩主毛利敬親と村田清風の財政改革がなされています。主な内容は、外患への危機意識から武備の充実のため農本主義的な立場にかえって財政の立て直しをはかり、士風の刷新、青少年の教化に努めたところです。ここには、単なる藩の立場を越えて、国家の立場への進展がみられます。幕府は、將軍家慶・老中水野忠邦のもとで改革が始まるのが天保十二年（一八四一）からで天保十四年まで続きます。これは、幕府の財政・軍備を強化し、幕府の力によって危機を乗切ろうとする幕府中心主義であります。薩摩藩は、天保元年（一八三〇）藩主島津重豪・調所笑左衛門によって改革が始まりますが、藩専売制（砂糖）の強化による財政再建が主なる目的でありました。それが、嘉永四年（一八五一）に斉彬が襲封したことで、対外危機打開のための財政建直し、武備の充実を目的としたものに発展していくのであります。具体的には、尚古集成館事業が推進され、軍艦製造・物産開発などにみられますし、それらは今日鹿児島尚古集成館に展示されております。これらの幕府・諸藩の改革時期を見ても、水戸藩の烈公の改革がいかに天下に先駆けていたかを知ることができます。

それでは、烈公の改革への決意はどのようなところに表れているかをみてみますと、「民は国の本也」との所謂民本主義であり、「愛民専一」との考え方が根底に据えられていました。その愛民の政治を実現させるためには、まず「横斂の政を罷め候こと専一」とありますように、不正な収奪をしてはならないことを肝に銘じようと言っているのであります。そして、具体的にはどのような政策を進めればよいかといえますと、次のようであります。「自分は不肖の身でありながら祖宗の遺業を奉じて士民の上に立居り、及ばず乍ら日夜憂慮いたしているが、従来勝手不如意之上、財政が逼迫している上に、度々の凶荒にて上下弥増に窮乏いたし、仁政武備をはじめ何事もこの所にて差し支えている」と。そして次の所であります。「如何いたし候はば上下勝手取り直し、國中一統夫々其所を得、安穩に立行候様相成べくや」と。この中の「國中一統夫々其所を得る」と言うところは大変大事なところであると思います。国民が、それぞれ自分に適した働く場所を得て喜んで働き、安穩に生活するということは政治の目指す大目標であります。これが今日でもなかなかできないところでもあります。水戸藩四代藩主成公宗堯

も「国を保つ人に上たる者は、家土国民をして、各々其の所を得せしむるを以て職分とす」と言っております。やはり「各々其の所を得る」を強調しておるのであります。このことは、後に明治天皇が五箇条の御誓文を出されましたときに宸翰を発せられておりますが、その中に「天下億兆一人も其の所を得ざる時は皆朕か罪なれば」とあります。まことに恐れ多いことであります。しかし、これらによつて、「その所を得る」ということを上におる者がいかに重大視していたかがお分かりいただけたかと思ひますし、私はここに大変感動・感嘆したものでございます。

それでは、政策に移ります。資料の「城下住居にて八譜代之家来扶助いたし候事も不成、真実の武備相立兼候間、行々土着致させ古代の武士の如く相成候はば」とある土着のことが一点。それから、「家中の風義取直し、今日の行状八勿論文武の道相励み候様仕向候義八至て急務と存じ候間、国中最寄り宜敷キ所に学校を設け、子弟共右の中に成長いたし、徳行道芸成就いたし候上、夫々召使ひ治教一致に相成候様致度」とある学校創設のことが第二点。さらに「政事は経界を改正し候が本」とある検地のことが第三点。それら三ヶ条と江戸在住の家臣を惣交代させることの四点が、改革の大眼目でありました。その外、常平倉・牧場設立の事などが加わります。

次に、この改革に家臣たちは積極的に協力をしたかどうかが問題となります。そのことを郡奉行小宮山楓軒に見てみましょう。楓軒は、三十年間直接領民と接し善政を敷いて領民に慕われた立派な人物です。この楓軒が、烈公から改革について諮問を受けた時におよそ次のように申しております。

申年（七年）の凶作も御高恩を以て士民の飢餓は免れたが、農民は借金に苦しみ秋作収穫があつても返済に追われ、勝手不如意は続いている。土着・学校の件も有難いことではあるが、凶荒続きの際であるから、どちらか一方は見合せたほうがよい。大名衆の中で学校が出来ても風俗取り直し、徳行道芸が成就した話しは聞かない。当分は、現在の史館（彰考館）での講釈等を続ける方がよい。土着は、山野辺氏を助川へ決定し（これは実現します）、更に一族の松平将監を郷宅にしその跡地を利用すれば家臣の土着も進むであろう。将監の土着は長倉（御前山村）か八田陣屋（大宮町）跡がよからう（実際には長倉となります）。経界を正すこと（検地）

は中々難しいことである。ましてや、今のよう凶歉疲瘦の民を使役することは人心を大いに動揺させることになる上、郡奉行が民を信用しているとも思えない現状では実施の時期ではない。村々の収納も順調になり、心服の姿になり、納得して実施出来るように時を選ぶこと肝要である。三十年ばかり前の、伊勢藤堂氏の騒乱はよい例である。これは、農民約三万人ほどが津の城下へ押し寄せ強訴したり打ち壊したりして検地に反対した例でございます。

このように、楓軒としては改革遂行には反対でありました。しかしながら、烈公としては、当時は天下一統に賄賂が蔓延するなど風紀も乱れている時でもあるから、此の水戸が正直になっていけば、水野（幕府老中出羽守忠成）にも大きな反省を促すことにもなろうとの思いがありました。加えて、諸大名としては將軍に対して初めての提言となる家慶への「戊戌封事」（天保九年八月草稿、翌年提出）があります。内容は、内憂外患に分けてそれへの対処法 人材の任用、祖廟壯麗の改善、言路の開通、財政整理、賄賂の禁止、蘭国交易の廃止、武備の充実、キリスト教禁止、蘭学停止、大船の解禁、蝦夷地開拓など多岐にわたっていますが、これらは、明らかに幕政改革をも促していたと思われます。このような烈公の熱い思いを受けて、東湖先生も必死の覚悟で尽力せねばと決意されるわけです。

その東湖先生は、初めに郡奉行として改革に参画いたします。天保元年（一八三〇）四月二十九日に八田の郡奉行に就任します。このころの郡は、七つに分かれておりました。翌二年に太田の郡奉行となり田見小路官舎に移りますが、その正月に七郡から松岡・武茂・太田・南の四郡になっています。この名称は天保十一年には東・西・南・北郡とそれぞれ変更されます。東湖先生は郡奉行として村々を巡回されますが、この様子や各村の庄屋の人物評価を日記に認めており、これは、現在彰考館に保存されております。しかし、実際に郡奉行としてその任に当たってみますとなかなか容易なことではなかったようです。それは次の天保二年の詩に見られると思えます。

「一度官吏となりて辛酸を覚ゆ」、ここにすべてが込められていると思いません。

腰困を減却して衣帯寛なり（日々の心労によって腰の周りも細り、衣服も緩くなっ

てしまった）、愁意人に逼りて眠を妨げやすく（領民のことを思うとなかなか安眠もできない）、江山眼に入るも観をなしがたし（すばらしい景色も目に入らない）、非風落日秋天遠く、峻嶺危巖行路難し（巡行も思うに任せない）、憔悴もと杯酌を絶つに因る（疲労困憊の原因は好きな酒を断ったこと）、漁翁作すなかれ楚臣の看（領民の方々よ哀れんでくれるな）

反対に喜びを見てみましょう。それは、太田村に新しく常平倉が完成し、それを見たときの感想です。

碧瓦は鱗の如く棟もまた隆し、新倉築き得て年の豊かなるを喜ぶ、誰か知らん巖邑城傍の地（佐竹氏の城をさします）、正に是れ雄藩封内の中、寒民をして君徳を戴かしめんと欲す、豈微力の天功を亮くるなからんや、何かまさに儲蓄千億に余り、常平また漢代の風を観るべき

ここには、新倉建設によって少しは改革の宜しきを得ることになるかとの期待が見られます。

次の詩、

迂拙本古今に通ずるにあらず、感懐底なに事ぞ日に襟を沾うるほす、君を憂ひ兼ねて處す撫民の地、吏となつて猶ほ存す吞虜の心、時に弓槍を弄んで運甓に代へ、也また詩句を吟じて當に琴を弾ずべし、無情の歲月何ぞ匆匆たる、臥して聴く悲風萬林に鳴るを

ここには、「吏となつて猶ほ存す吞虜の心、時に弓槍を弄んで運甓に代へ」とありますように、先生には郡奉行という一介の官吏ではあるが、対外への強い警戒心と配慮・決意が窺われます。

このようでありますから、東湖先生と烈公の間には、深い心の通い合い・信頼関係が築かれて参ります。天保三年五月に定江戸通事に、六年六月には御用調役（江戸勤）、十一年正月には側用人となつていくのがそれであります。そのような中で、天保八年七月十二日に藤田北郭・小宮山楓軒らと登城し松平将監土着の件を論議しますが、烈公は楓軒の論が姑息で改革への意欲が乏しいと嘆いています。これについて、七月二十七日の日記には

「（この日謁見して小宮山楓軒と種々意見交換を勧むるに）小宮山へは元より用なし、家老共（が）召し候へとの事故召たれ共、一度召て議論を聞たるに何事も姑息にて有為の念なし、度々召候も益なしとの御事故、小宮山（楓軒）は一国の老成にて人望の帰する所なり、その学術人物議すべきものなきにあらずといへども、江水執政の信用する所也。さればこれを疎じ玉ひ、執政らの望を失ひ遊ばされんよりは少しく顔色をかし玉ひ議論を尽くさせ玉ふも亦人君の御職なるべし」

とあります。これは大変偉い言葉であると思います。烈公の楓軒への態度、姿勢を諫めておるのであります。藩主への諫言であります。これによって、東湖先生が烈公にいか信頼されていたか、東湖先生もまたいかに真剣であったかもお分かりいただけると思います。それでありますから、烈公も天保九年五月に戸田銀次郎に宛てた手紙の中で

「川瀬死去（五月二日舌疽六十二歳）いたし候ては右に引続き候人物は、虎より外には無之、国家の宝に候故、何分眼病等幾重にも養生相加へ候やう可申聞候也。」と東湖先生を「国家の宝」と称えています。このように頼りにしている人物であるから、当時病んでいた眼病を「早く治療いたすよう申し聞かせよ」と戸田に命じているのです。また、東湖先生にも直に

「石灰多人候酒など用候義は用心可致候。川瀬泉客と相成候上、又また虎にても病身等に相成候へば、孤独と相成り、何れにも我等一人にては不行届き候へば、為国家用心可致・・・虎の義に付、外に心配は無之候へ共、酒にすぎ候て自分の身を殺し候計は甚安心致し兼候ゆえ、多くは常々不用様致度」

と質の悪い酒の飲み過ぎを忠告しています。川瀬は既に亡く、虎おまえも病気になったら自分は孤独になってしまう、国家のために用心せよとのこと。これこそ正に君臣水魚の交わりと言えるではありません。このような人間関係の中で改革は推進されていくのであります。

ところが、その最中の天保八年二月十九日、大塩平八郎の乱が起こります。烈公はこの一週間前の二月十二日に小石川邸の後楽園琴画亭で御遺物（家康が関ヶ原合戦に用いた遺物で水戸家に伝来の物）を飾り、君自らこれを拝するとともに、家中の諸士もまた甲冑を着けて芝野に整列し、烈公に軍礼をしています。これはやがて追鳥狩に発展して

いきますが、これを見た諸藩の人々は、今頃このようなことをするとは、水戸の殿様は変人ではないかと怪しんだものでありました、ところが、このたび大塩平八郎の乱が起こつてみますと、大名小名が俄かに武器の用意に奔走しました。しかし、水戸家の屋敷には既に武器が用意され、旗指物に至るまで備わっていたのです。この時に至つて、世間では烈公の先見の明が有つたことに感心したものでした。これが先憂というものであります。

それでは、東湖先生がこの大塩平八郎の乱にどのように対応されていたかを見てください。

三月二十日の日記には次のようになります。烈公が昨夜戸田忠太夫に出された親書の大意は、「過日の大坂騒動は京師へも程近きことにて容易ならざることなり、幕府への御嫌疑だにならば、かしこくも御使を以て主上（陛下）の御機嫌を御伺い遊ばれたく思召し候得共、御嫌疑もあることなれば、京都へさしをかれ候御留守居役を以て御機嫌御伺ひ遊ばされては如何あるべきや、虎之介（東湖先生）等へ相談の上、執政へ談じ候へ」との御事でありました。これを聞き、「雖身在外云々の古訓」（自分は直接陛下にお仕えする身分ではないが、勤王の忠勤止み難く）にも叶うご配慮に感嘆して思わず落涙数行に及んだと記しておりますから、東湖先生の感激もいかりであったかが分かると思います。

三月二十七日には、台御庭に烈公からの急なお召しがあり、相談を受けました。

汝を呼んだのは他事にあらず、時ならぬ冷さといい、毎日空かきくもり、あるいは雨降りだし、南北風打ちり雲のゆきかふ景色、いとおそろしく覚えたり。去年の凶荒にて天下万民飢に悩める折り、また今年も五穀実らねば、天下の民いかりか苦しまんと思えば、心穏やかならず安じ難し。幕府にても、いかにも救荒撫民の政あるはずだと思いの外、奢侈の風日々に甚だしく、しかも来る四月初めには両丸御移替がえの式を行い、また九月には家慶の將軍宣下があるという、これらに天下諸侯達は幾巨万の財用をか費すことであろう。我かつてこれを憂え、去年九月十五日の登嘗の折り老中共を呼び、凶荒の年大礼を行なわせらるるは如何なものかと論じたるに、老中共何の返答・対応もなさなばかりか、その後家老中山備前に対し

て、嘗中にてこの後唐突に議論などしないように心得よと言ってきたとのこと。我はずこぶる気分を損じたけれども、かかる家老共へ、何程存意を述べてもせんなきことと今日までは黙々せしが、このころの氣候といい、また浪華騷擾のことなどを思えば片時も黙止がたし。よつて、明日不時に登城して老中共を残らず呼び、十分に国家の事を論じ、儉素に返し、中興一新の説を述べようと思うが如何かとのことでありました。

これを承り、自分は（東湖先生）は元よりそうあつて欲しいと思つていたので、いかにも仰の如く存じますとお答えすべく思いましたが、君（烈公）の英明に対し、幕府には兼てから忌憚る人もなきにしもあらずでありました。それだけに、なまじいに御建議をなされても其事行われざるのみならず、君の御身上に障りがあるようなことにも成行ば容易ならずと思ひ返し、時勢や人情などについて彼是と申上げましたところ、烈公も容易からずとは思つたけれども、知りて言わざるは不忠と思ひこのように覚悟したのである、しかし明日我が登城するといえは役人共が留めるであろう、たとい役人共が止めずして登城したとしても、幕府の幹部達が自分の建議を受けなくては申述べる詮もない。ところで、汝（東湖先生）が兼ねて懇に交り深き川路三左衛門は、幕府の役人で事情にも通ぜる人と聞き及んでいる、急ぎ行きて窃に語り試みよとの仰せを承けた。ちなみに東湖先生は天保四年に初めて川路に会つていますが、この時東湖先生は「この人物ただならぬものあり」と感じてお記しております。それ以後昵懇になつていたようです。そこで御前を立つて退き舎に帰り、取るものも取りあえず川路宅に行き事の由を告げ語らいましたところ、川路は掌を拍つて、烈公が国家の為に憂える心の厚きを感じ、しばし黙考して、さて烈公の憂慮し下さるるは誠に有難き御事なり、されど昔の世とはこと変わり、今は三家の君が不時に登営されることもないので、烈公が俄かに登営なされたならば、其御志の深切なることは言はずして、実に荒々しき御振舞と非難されるかも知れない。また大久保加州（忠真）が世に健在であれば、正しき道も聊か取り用らるる勢もあつたであろうが、加州が亡くなつた後は有志の説も行われぬ、また烈公の御説は国家の大議に関するものであるから、加州が存命であつたとしても容易には行われないであろう、況んや加州が既に亡くなつてしまつては、兎角の論にも及ばないである

う、自分は寺社奉行吟味取調役という一役人なので、政府の事情はよくは知らないけれども、自分に相談されてもよろしきとは御請け出来かねるなど彼は談話を重ねたのであった。兎に角、当時は奢侈甚だしくしかも閉鎖的な風俗が日に日に甚しくなり、川路も心中実に無念の様子に見えたので、帰りに川路の説くところをよくよく申上たところ、烈公もそうであると言つて、御登嘗の事はお止めになりましたが、ますます憂苦の情強くなられたことは恐れ多いことに思われました。

ここにも、烈公と東湖先生の深い心の結びつきが窺われます。

さらに三月二十八日になると、烈公の依頼を承けて、「大坂騒擾は御所のある畿内地で起つただけに、宸襟（陛下のお心）は如何おはすらむ」と殿下へ（関白鷹司政通）の御書の案を草しています。ところが、三月晦日になって、

「一昨日草する所の関白藤公へ遣わさる御書案、今日参政近藤氏の意見を求めて完成させた。然るに、このことは先刻関白婦人へこの水戸家の奥向より文を遣しており、それによつて我等が密かに心を砕いていることは、早くも関白殿へ達せしのみならず、天聴（陛下）にも達せりと、昨日京師より帰れる花の井（水戸家の老女）より話があつたので、その上に又関白殿へ書を贈るのも如何なれば、このことは思ひ止めようとの御事也。」

とありますから、この草案は出されませんでした。

ところが、四月九日になりました、葦山代官所へ書を遣し、大塩の密書を手に入れるようにとの烈公の命令が下ります。それはなぜかと言いますと、三月の十四日に伊豆葦山の代官江川太郎左衛門から東湖先生に一書が参り、その中で「東海道にて大塩平八郎より閣老並びに林大学頭へ与るの書を手に入た。その中に、水戸公へ大塩平八郎より呈するの書一通あり」とあつたその密書のことなのです。実は、これら大塩の老中・烈公等へ宛てた書簡は、一旦は江戸に着いたのです。そのことに気付いた大坂町奉行跡部山城守良弼は直ちに返却の命令を出し、そのため江戸定飛脚の配下定五郎がそれを持って大坂へ向かいますが、川崎の宿で発病してしまい箱根宿で交代するのです。この箱根宿の定飛脚与三兵衛が三島町の飛脚人足藤蔵にそれを依頼したのですが、藤蔵も途中で発病してしまい、そこで藤蔵はちょうど通り掛かった知人の清蔵に依頼するんです。とこ

ろが、この清蔵が欲深な男で、途中で心変わりしてこの中身、もし金目の物であるなら盗もつと荷を開けてしまふんですね。しかし中身は単なる文書です。価値の分からない、また読めもしなかつたであろう藤蔵は、それを捨ててしまった。そこが、三島宿の手前で江川支配領の塚原新田村山中であつたわけです。大坂からの不着の催促を受けて、不審に思つた与三兵衛がもしやと探索していて三月五日に発見し、江川代官へ届けたのです。

江川は、その密書を直ぐに全部写し取っています。そしてそれを烈公へ届けたいと思つたが如何なものかと東湖先生に言つてきたのでした。そこで東湖先生は「江川が本当に我公の御為を思うのであるならば、直にその密書どもを写し取り、自分へ遣し、一覽の上烈公へ呈覽するとも、又は返すともせよと申遣すべき筈であるうに、先ず自分へ聞いた上で密書を写し届けようとは納得できなかったので、自分は、取敢ず大塩平八郎の書を内々で水戸殿が一覽いたしすはずはない」と答えたようです。烈公に大塩平八郎の書簡を取り次ぐことは、烈公が彼に味方する、反幕的な行為と誤解されかねないことであつたのです。そのへんの理由は、詳しく執政（鶴殿）清虚と相談の上で、翌十五日に烈公へも言上したのでした。ところが、大坂から吉野方面へ逃亡していた奸賊大塩平八郎は、遂に追いつめられ、やがて放火、自害してしまひます、これが三月二十七日です。この事を烈公も聞かれて、今は嫌疑もあるまいと思われて大塩平八郎の書簡を手に入れよとの命令になつたのですね。

そこで東湖先生は「齋藤弥九郎、去月中より江川の頼みにて浪華（大坂）へ赴き近々帰着すべし、弥九郎に逢ひたらば江川の心中も明白に分り候半と存ずる故、一と先ず弥九郎へ対面の上、江川へは一書を贈りましょう」と返事を言上しました。この齋藤弥九郎と東湖先生とは、神道無念流の岡田十松門下生で、江川太郎左衛門も同門でした。江川は東湖先生と同じく武士の土着論を説き、また農兵論も唱えていました。齋藤はこの江川の援助で剣術道場を開きます。その道場が火災に遭い、その後は東湖先生の斡旋で烈公の扶持を受けていました。その日の四時過ぎ、留守中に齋藤が訪ねてきたことを知つた東湖先生は、早速飯田町の齋藤道場を訪ねます。齋藤は、既に一昨日帰宅しておつて、共に数刻の間対話します。「大に浪華の情実を得たり」と言っていますからか

なりの成果があつたのでしよう。実際、それは「浪華騷擾記事」としてまとめられました。東湖先生には直接大塩平八郎及びこの乱を論じたものはありませんが、現在でも大塩平八郎を評したものとしては最も優れたものと言われております。これを四月十一日に烈公に呈しました。この時も、烈公は平八郎の密書を早く見たいものだ、葦山江川へ催促せよと東湖先生に命じています。しかし結局は烈公の願いは実現しませんでした。幕府からの嫌疑を恐れた江川が拒否したのです。

ところで、東湖先生がまとめた『浪華騷擾記事』ですが、これは三月上旬に事件を知った江川太郎左衛門英龍が内密に斎藤弥九郎を大阪へ派遣し、真相を探らせるんです。弥九郎は玉造口御先手与力本多為介よりそれを聞き取り四月七日江戸帰着、東湖先生が弥九郎に直面してさらに聞き取り筆記したものです。しかも、それは先手与力本多為介の観察・口述したことであることも注目しなければなりません。それを素直に、冷静に筆記したところに東湖先生の平八郎への心情が窺えると思います。例えば、「大塩平八郎儀、中々凡人には之れ無く、文武才力は勿論、人物行状等抜群の者にて、謀反一揆等企て候ものとはゆめゆめ心付かず候。」とあります。これは八年前の播州の百姓一揆の首謀者召取りが延引につき、平八郎・為介ら役人が会談した時に、大塩平八郎が次のように言ったことを判断しているのです。

「一体、太平打続き候故、天下一統奢侈増長、役人共奸曲の所行のみいたし、最早天道にも御用捨なき筈に候へば、七・八ケ年の内には、必定大凶作到来、世上難儀仕るべく候。されば只今之内より、御手当これ有り候様致し度、其仕方は斯様々々にいたし、万一凶作の備えを致し候はば、間に合い申すべく候。左もこれ無く候はば、摂津・河内・和泉・播磨の民、皆飢餓に及び、必至と難渋差見え候間、此事精々工夫の上、度々上訴いたし候得共、分寸の御取り用いこれ無し。これ即ち、役人共己れが身上のみ肥し、民の艱苦を顧みざるゆえに候。されば数年之内大凶作到来、万民飢餓に及び候はやむを得ず候間、天道に代り、諸人を救い、奸曲の役人共を見せつけべきものを」と。

これを聴いた為介は、「するどき目にてにらみつけ候様子、今も尚目に見え候様覚え候。其節はけしからぬ大言を吐ちらし候事よと、上のそらに一同承り居り候處、今更考

え候えば、最早此ころより心中にはこれ有り候事と相見え候」と感嘆し感慨に耽つたのですね。

また、東湖先生はその著『見聞偶筆』の中で、東湖先生と昵懇の勘定奉行矢部駿河守定謙の大塩平八郎評価も記しています。平八郎の行為は、反逆とは思われない。平八郎は、所謂癩癩持の甚だしき者だ。罪状を責めるもさる事なれども、平八郎が既に自ら焚死黒焼になってしまった。その者へ謀反の罪状を与えるのは公裁とはいいい難い。人心の霊、愚夫愚婦までも今に平八郎様と称するは、陰に其徳を仰いでいることではないかと。矢部もまた好意的に見ていたと言うことが出来ましょう。

ただ、東湖先生は三月五日の硯鳳君（これは誰でありましょうか？）宛の書簡で、今日、佐藤捨蔵（一斎）に對面して一々承ったところ、平八郎の心中は愚察に少しも相違なく、誠に大胆不敵の事である。堀伊賀守（大坂西町奉行）は、林大学頭の婿であるから、事情は詳しく分かるであろう。平八郎の事件は、全く現在の幸運であり、天の恵みと思う。これを機会に、天下の人氣を奮い起こし、一世の武備を修め、緊張感を漲らせること、当今の急務勿論のことと思う。あなたの言う通り、人々が夢の如く無関心でいるのは、憤激この上ないことである。平八郎が、たとい一旦は逃亡したと言っても、召捕にならないうちは、決して油断ならないことだと述べています。世間への警戒心を持たせるよい機会であるのとらえると共に非常に警戒していたことも確かでした。

こうして改革への氣概を一層燃やした東湖先生は、

瘦梅積雪を凌ぎ、孤松嚴冬に傲ためる、男兒氣節を尚ぶ、遂に桃李の容を作す（氣節のある者には遂に人々が服するようになる）、懐抱三千載（三千年の歴史を思うとき）、憂憤一萬里（海外の侵攻憤激にたえない）、又杯中の物を引き、淋漓心胸に澆ぐ（大いに酒を飲み鬱積した胸中をすっきりさせたい）

と詠じ、またこれは「正氣の歌」を簡單明瞭にしたものと思いますが、「至大至剛の氣、由来天地に塞つ、誰か知る方寸の間、唯一無む愧ちあり（この胸の内は誰に見せても恥ずる所はない）」と詠んでいます。東湖先生の覚悟がひしひしと伝わってきますね。

それでは、具体的に四大改革にまいります。まず、土着についてであります、天保

五年（一八三四）に書かれた「西山屯田の議」を見てみます。およそ次のようでありま  
す。

百余年後の今も義公の精霊在すが如くの西山であらねばならないのに、現状は僧侶  
が住まいしていて全く久昌寺の末寺同様である。文化十四年（一八一七）の火災に  
よつて、義公十七回忌の享保元年（一七一六）に制作された義公の尊像が焼失して  
いたが、この年の四月に再興された。この機会に、藩士の手で守護する。太田城の  
守備を兼ねて、藩士を土着させる。義公の命日・記念日の参拝や火災防止に努め  
る。太田城守護のことは誤解を招くため表面には打出さず、西山衆などと称する。  
土着の人数が多くなり、狩猟や耕作にも余る場合は御文庫へ書籍を蔵し読書させ  
る。これは屯田の中に学校の意味を含むことになる。土着藩士の待遇は郷士扱いと  
する。屋敷割りには、農民とは区別し、集落的に多人数を集合させる。これらは、一  
般武士の土着の先例となるが、不平不満は避けられない。しかし、心ある者は必ず  
願い出るであろう。上級武士は土着を承認するであろうが、難しいのは一般の平士  
である。西山土着の儀はその平士土着試行の最上の策である。自分は、土着の場所  
は、城下周辺・湊・太田・部垂・馬頭・大子など樞要の地がよいと思う。常平倉も  
この様な場所へ設置すれば最上策であろう。

これは、先年西山へ参つた時、余りに僧徒の臭気が強く、ふと家中持ちにすればと思い  
先臣（幽谷）に話したところ善し悪しは言われず、尊像さえ焼失するほどの気運の中、  
そのようなことを申すは迂言の最上だと笑われたので、以後一切口外しなかつた。土  
着・農兵の儀は、親友たちと参会の度に種々議論はしていたが、この西山土着の事は一  
心の秘策にしておいたのでよく相談もしていない。そのため問題も有るかもしれない  
が、殿様にも土着のお考えがあるので申上げた。

これは、義公を尊崇してその遺風を顕彰することであり、武人剛健の風を維持するこ  
とであり、経済的な考察から唱えられたものでありました。

この武士土着の本格的な論は天保八年に出されました。この時、同時に「上下富有の  
議」も書かれています。土着論の内容は次のようであります。

（一）禄高百五十石以上の武士を城根廻り二里以内に土着させ城へ通勤させる。

百五十石以下の武士は従来通り城下居住とする。

(2) 城下に屋敷をもつものは五百石取り以上の武士に限る。千石内外の大身武士は、遠方に屋敷を構えてもよい。

(3) 城下廻りの土着場所を四・五組に分けて、大身の者を頭として指図通達を取り扱わせる。

(4) 土着の武士には田畑の所持を許し、自作させるか、田畑の買い入れには制限を付ける。

(5) 城内には学校を、土着の組ごとには郷校を建て、成人は学校で、幼少の者は郷校で修業させる。

(6) 城下町を縮小して郷分とする。上町では五軒町・備前町辺りまで田畑を開き、下町でも七軒町から七丁目まで残してその他は郷分とする。

(7) 土着させる百五十石以上の武士は三百人だから一年間で三十人づつ移せば十年間で完了する。屋敷は平均三反歩として三百人で九十町歩九百石あればよい。この一人分の土地購入費用は、五石取りの武士一人分ですむ。

この土着の実施については、東湖先生が水戸調役山口正徳と白石隆重に宛てておおよそ次のように語っているのは、当時の東湖先生の心境を知る上でよい資料かと思えます。

土着之義は良いことには相違なかるうが、二百余年も続いた城下住居之制度が一変する事ゆへ容易ならぬことであるとのあなたは尤も千万なことである。それだけに評議詰にならなくては相叶うことではないとのこと勿論であるう。学校之義も羅漢堂（酒門村巨観なるも保存悪く七十余年で朽ち崩壊）の様にてはだめと思ふ。しかしながら、ともかくも何か実行して、財政の根本を立て直さなくては、改革は何事も実現できない。

このような東湖先生の熱意によつて、この土着については、天保七年正月に先手同心頭安藤為由・平尾清行らが海防役として部下兵士と共に大沼・友部などの海岸へ土着しています。また同年五月には家老山野辺義観を海防総司として多賀郡助川村へ土着を命じ、十二月三日に移住しました。現在は助川海防城跡として知られています。さらに同五月、付家老中山信守を一年間の予定で多賀郡松岡へ帰す旨が内達され、中山氏は翌八

年八月に帰邑しました。天保八年九月六日に松平将監頼位を長倉へ土着させ、西方の鎮とさせたのもこの土着の一例と言えます。

第二番目に家臣の定府制の廃止即ち惣交代制に移ります。これは天保七年に実現しました。在江戸の藩士を減じて、諸事水戸表を根本とするということでした。三月二十八日に用達以下要職の定府を廃止し、百余人の国元帰住を発表しました。追加を加えると二百余人となり、さらにこの藩士達の妻子・家来・召使らが含まれますから、これらの数は天保十年の江水規式帳によると全藩士の約八パーセントに当たるといわれます。彼らは、水戸の空き地や広い屋敷の一部へ移り、或いは元中山備前守下屋敷を新屋敷として整備し一大都市計画をなしました。そこには桜・松・梅・桃・柳・花・桐・紅葉・常磐等の小路名が付けられたことはご承知の通りであります。

しかし、これも容易な事ではなかったのです。東湖先生はどのようにこれを評していたかと言いますと、それは先生の著『常陸帯』に記されています。原文でまいります。

江戸の邸に残りてある者も、皆定府といふ名を止め長詰と改め給ふ。幾年か邸中にすめる女童等、いかなる深山の中に移るにやと思ひて家々の歎き大方ならず。是かれの障りなど言ひて一日づつも止りなむとせしが、やむべきにあらざれば、其年の夏秋の頃までに皆移りけり。・・・折りしも其年穀物実らず、関東の国々特に甚しく、貧き民飢を凌んでいやが上に江戸に寄集ひぬるにぞ、穀の値いやまし貴くなりて・・・諸大名是が為に大に苦しめり。我が邸中も、先の如く男女夥く住たらんにはいか許りか苦しむべかりしに、さばかりの嘆きもなくて過ぎにしは、是偏に君の御決断にて定府の人々を減じ給へる故にぞありける。此事後より見れば大なる事業にもあらざれども、其時にありてはたやすからぬ事にぞありける。

次に第三番目として学校のこと即ち弘道館創設に移りましょう。弘道館と東湖先生に関連して申しますと、天保八年六月に館記起草の下令があり、七月三日には「弘道館記」の成案を呈上し、それが九年三月に公表されました。続いて十年正月には敷地が決定され、その年の十一月に学校造営御用懸を命じられ十二年（一八四一）八月一日に仮開館の運びとなり、翌十三年五月四日には弘道館制度懸となっています。なお、本開館は安政四年（一八五七）五月九日であります。この弘道館記を東湖先生が起草し、成案

を作成するについては、天保八年九月二十八日付けの会沢正志斎宛の書簡に窺うことが出来ます。要約を試みます。この碑文のことは、去年中あなたに依頼があつたのに、御謙退なされたのでやむなく自分が七月中に立稿致しました。尤も御承知の通り、最初は烈公のながきを雷公（侍読菊池善左衛門のことです）が漢訳文いたしたので、殊の外塩梅六ヶ敷くあつたけれども何とか弁破し、立稿致しました。爾の学ぶところを姑く舎きて我に（烈公にですね）従えの気味もあつて、烈公の意に叶う事が出来たかどうか甚だ心配致しました。ところで烈公はこれを彰考館の学者達へ諮問した上で。昌平黌塾長佐藤一斎へ御示し、その意見で決めようとの御事ゆえに、一斎へ御示しになられるのは宜しいでしょうが、最後は一斎が決定したようであり、却つて一斎へ初めに示し考えを吐かせ、又水戸の青山雲龍や彰考館学者達へはかり、ご決定は殿様とするのが宜しいでしょう。これは東湖先生の意見が通つたようであります。

また、祭神のことについても述べております。最初烈公は天祖神武天皇を御祀りの御意向で、村松の伊勢大神宮又は湊の柏原明神（ここは神武天皇・桓武天皇をお祀りしております）等と考へておられました。そこで日本ではこれまで人臣として天祖・天子様をお祀りすることはなかつた、ここでお祀りすることは非礼となること、お祀りするならこの常陸国の鹿島神宮、ここの御祭神建御雷神は文武兼備の神でもあり、神武天皇の国土統一の大業をお助けした神でもあり、段々順々に天祖神武帝にも通じていくことなどあなたの教えを受けたことをふまえて申上げました。是はとうとう十分に御呑み込になられました。

ここには、東湖先生が天保三年に神書取調の下命を受けて以来、研究を続け、天保五年には「神道備考」をまとめています。それらの神道研究の成果が十分生かされていると思います。そして東湖先生としては、この館記が「神州の一大文字にもなる」つまり日本一の文章とするつもりであつたこと、完成の上はこの教えが「東藩（水戸藩）學術の眼目に仕り、推して天下に及び、神州左衽の憂いこれ無きよう仕りたく（日本が海外の勢力に侵略されることの無いようにしたい）、日夜の志願にござ候」との大変な決意であつたのです。

また、烈公に対しても細部にわたつて進言しています。この鹿島神社建立について

は、御神体は鏡とし国産の錫を用いること、神職は誰へ命ずるか、祭礼の回数・方法は、普請仕様は静・吉田神社様式でよいこと、地所は山野辺義観揚屋敷の内、高地の方をえらぶこと、孔子廟は鹿島神社よりも入用過ぎないこと、弘道館記碑建立は鹿島神社・孔子廟・御碑と鼎足のように配置することなどを述べた後、「此度の学校は、天下一に遊ばされず候ては、御建立の甲斐も御座無く候間、何とぞ学問事業一致に遊ばされ候様至願に堪えず候」と言い切り、学問の眼目としては、人の人たる道を学ぶという文武の一致・学問事業の一致が重要であることを力説されたのでした。ここにも、烈公との厚い信頼関係を窺うことが出来ましょう。

最後に、第四番目として経界を正すこと即ち検地と東湖先生の関わりを見てみます。東湖先生は、天保九年十二月二十二日土地方改正懸となりますが、翌十年十一月免となり、十一年一月二十一日に再び土地方改正懸を拜命、同年七月二十四日に藩内総検地が開始され、同十三年十一月二十四日に全てが終了します。この検地について東湖先生は、『常陸帯』の中でおよそ次のように記しています。

天明・寛政の頃文公（六代藩主治保）が、文化の初め武公（七代藩主治紀）が政事に心を盡されたが、その頃より田畠の界を改め正さずしては貧しき民が蘇生する事難かるべしと、其職に備われる識者、よりより議論ありけれども、是を行う時は、富める民は俄かに利を失う事を嘆きて上を怨むべし、貧しき民は喜ぶべき理なれども、多くは愚なれば富める者に欺かれて上を疑うべし。・・・田畠の界を改める事容易からずとて、其事行なわれ難くして過ぎにしが、中納言の君（烈公）には公子（部屋住）の時から農政の書を数多読み考えられ、事情を明らかにされていた。だから襲封早々に検地の事を郡奉行に計られたのである。郡奉行も君の御志が非常に堅く、不退転の決意であることを感じとつたのでしたが、それは容易く実行できることでもないので「君はいかばかり仁政を施し給ふ御心にて民未だ御恵みを蒙らざれば上を疑ふ心なしといふべからず、いざかく返に 思召のましまさむには、先づ奢侈を抑へ儉約を教へ御怠りなく仁政を施し給ふべし。国中の民、君を仰ぎ奉る事父母の如く、我君は露許りも疑ひ奉るべからずと人々懐き奉りし時に至りて経界を正うせん事、何の子細あるべき」

と申上げたとあります。これまで難事業と言われて避けてきたことだけに、まず殿様と領民との信頼関係が前提であり、この確立に全力を挙げることだと訴えているところ、実地に当たる郡奉行達の正に必死の覚悟が見られますね。この家臣達の至誠に感じ入った烈公もまた流石ですね。専ら政事に励んで参ります。これ又すばらしい関係でありましょう。郡奉行達が求めた奢侈を抑え、儉約の証としては、小石川屋形の合天井を止め、その費用を鰥寡孤独の民に賑給、天保四・七・九年の飢饉には、烈公・夫人並びに一族一党質素儉約に努めました。こうしたことから、国中明君と仰がれるにいたったと東湖先生は称えております。

検地は、天保十年四月四日に幕府へ実施を申達し、同月二十二日に許可となつて開始されました。具体的な一例を挙げますと、藩内四郡を四分けして一六組三二人の縄奉行（後二四組）に、郡方役人二・三人、郷役人（大山守・山横目三・四人）、村役人（庄屋・組頭等から五・六人）らが任命されます。この近くで言いますと、上国井村（水戸市）実施の郷役人は菅谷村の横須賀勘兵衛・飯田村の青山四郎・戸村の館八郎衛門・野口村の大沢次左衛門が任命されています。また、農事に鍛練なる者を老農とし、その他竿取・縄取らで編成されます。推進役の東湖先生や吉成又右衛門らは、小田村（現つくば市）の農政学者で測量術に堪能であつた長島尉信を招聘し、また石神外宿（東海村）の山横目黒沢覚衛門も測量に推薦された一人でした。この検地の結果は、検地帳に記録されました。これは二部作成して城内と村々に置き、さらに村毎に検地絵図を二冊作成して役所と村々に保存されました。用紙・形式は西之内豎帳でした。

ところで、この検地絵図は全国的にも少ないものです。かつて県立歴史館の史料部長であられた佐藤次男先生は、丹念に県内の村々を訪ねられ調査された結果、七点ほど発見されております。それらは、内原村から二点、那珂町から一点、大洗町、美和村・水戸市、日立市からそれぞれ一点です。これほどまとまって見つかっているのは全国的にも珍しいことだそうです。今後、まだまだ発見できるのではないかと佐藤先生おっしゃっております。それではこれらの絵図は誰が描いたのかといいますと、一人は村内の絵の達人な者です。彼らは他村の物も描いたようです。また絵図師としては亘嚳幽がいます。彼は水戸藩の絵師萩谷嚳喬の弟子でありました。今

後、さらに発見されることを期待したいところです。

農民の抵抗を懸念した検地も無事に終了したことに對し、東湖先生は『常陸帶』に「田畠の経界を正しくし給ふ事」として次のように感慨深く記しています。

仁政というものは、まのあたりに其の驗が見えずとも、日を重ね年を経るに随いて其の恩沢大なるを宗とせり（月日がたつに従つてその効果が自然と現れてくることが本当のものである）。二百年このかた、紛わしく乱れた田畠を、封内の隅々まで縄打渡し、土地の美悪論い定めて民の産を均くし、禄を平らかにし給う事、誠にこよなき仁政と申し奉るべし。其の実地を踏まずして其事業の跡をのみ見聞きなば、縄の打ち様、位の定めぶり、租税の定めかたなどかしこは斯くありたく、ここは斯くなし度きものをなどと言うべけれども、・・・今太平の御代年久しく上下こもごも利を取るといふにも似たる世の中に、土地を改る事はいととなし難きわざなり。水戸の封内狭しと雖も、幾万人の民草露許りも心を動かさずして大業を畢たる事、君の仁徳民の心に感じぬる事の深きを知るべし。

こうして、東湖先生が烈公の片腕となつて補佐し、遂行された水戸藩の天保の改革は着々とその実を挙げていったのです。これを幕府は天保十四年五月一八日に褒賞するのです。

これまた東湖先生の『常陸帶』「幕府の褒賞を蒙り給ふ事」により、その喜びを共にしたいと思ひます。読んで参ります。

義公には忠孝の義を明らかにし、文武の道を励まし給い、時の御帝（靈元天皇です）より備武兼文絶代名士と勅褒ありしかれども、いかなる故にや幕府より褒称し給わず、六十の御齡を過させ給う迄（六十三歳）参議におわし、世を遁れ給いて明る日（元禄三年十月十五日）に黄門（権中納言）に拝し給ふなど、時に逢給うとはいふべからず。されども百年の後に至りて御志いよいよ著しく御名ますます輝きて明君とだにいえば必ず西山公と申奉ることになりければ、過ぎにし壬辰（天保三年）の年大將軍家、京師（仁孝天皇です）の詔を伝え給いて亜相（権大納言）従二位の官位を贈り給うにぞ、義公の徳義弥々後の世に顕れける。然るに今、大將軍（家慶）の君は万の政邪なるを去り、正しきに就き奢れるを惡み、約なるを教へ、

享保・寛政の跡慕い給いて、文武の道を振り起さむ事を計り給うにぞ（家慶は改革に燃えた將軍でもありません）。我が中納言の君まのあたりかかる恵に逢い給うのみならず、義公の遺志継ぎ給うべき仰せ迄蒙り給うは、いかに嬉しき例ならずや。かしこくも義公の御霊此の事を聞き給わば、一には我君のまのあたり時に逢給う事を喜び給い、二には御身其時には逢給わねども、百年の後に遺志を継ぎ給う事を喜び給うらん。

ここには、艱難を共にし、苦難を乗り越えて改革に当たった者のみが味わうことの出来る喜びと、先人義公への限りない感謝の念が溢れていると思います。東湖先生の喜びがひしひしと伝わってくるところです。

こうして天下の魁をめざして改革に当たられた烈公と東湖先生、「時に逢う」という点では絶頂であったかと思われれます。ところが、この後、全く思いも寄らなかったことが訪れます。それについては、次の講座に譲りたいと思います。長時間ご静聴いただきありがとうございます。

（平成十年十月四日講座）

（県立太田第一高等学校教頭）